

市・県民税申告相談のお知らせ

2月16日（金）から「平成30年度（平成29年分）市・県民税申告相談」を受け付けます。
会場は大変混雑し、長い時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。会場が混雑している場合は、**受け付けを早めに締め切ることがあります。**

公的年金等受給者の方へ

平成23年分から、公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。

しかし、市・県民税の場合は、公的年金の収入金額の合計額が400万円以下であっても、それ以外の所得がある場合は市・県民税の申告が必要です。

年金以外の所得があるため、市・県民税の申告が必要な場合

- (例) ・年金のほかに5万円の小作料による不動産所得があった。
・年金のほかに18万円の個人年金保険の雑所得があった。
・年金のほかに14万円の農業所得と5万円の不動産所得があった。 など

※年金以外の所得が20万円以下のため、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。
※所得税の確定申告は不要でも、市・県民税の申告で控除を受けることによって、市・県民税が下がる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 総務部税務課 市民税係 ☎ 63—5110

佐渡税務署からのお知らせ

確定申告による申告・納付期限および振替日は、次のとおりです。

	所得税および復興特別所得税	消費税および地方消費税
申告・納付期限	3月15日（木）	4月2日（月）
振替日	4月20日（金）	4月25日（水）

振替納税

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関や税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続きを済ませることができる、大変便利で確実な納付方法です。

電子納税

e-Taxを利用すれば、自宅や事務所などからインターネット等を利用して納税することができます。

現金納付

納付期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（歳入代理店）または所轄税務署で納付してください。

確定申告書はご自分でお早めに作成を！

確定申告会場は、特に所得税および復興特別所得税の確定申告期限（3月15日（木））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。

申告書はご自分で作成し、お早めに提出してください。（郵便や信書便による提出も可能です。）

所得税および復興特別所得税等の確定申告書の提出の際には、マイナンバーの記載や本人確認書類（「マイナンバーカード」または「通知カードと免許証等」）の掲示または写しの添付が必要です。

☎ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎ 74—3276